

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和5年12月14日開催 前払式支払手段発行者]

1. 金融行政方針について

- 8月末に、本事務年度の金融行政方針を公表した。今年の大きな柱の1つとして、デジタル社会の実現など、様々な社会課題の解決と経済成長の両立を目指し、引き続き、金融面での環境整備を行う方針である。
- 特に、金融サービスのデジタル化の推進を通じて、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ、特色ある機能を発揮することで、個人や企業の利便性向上に繋がるよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していきたいと考えている。
- また、本年6月に施行された改正資金決済法により、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者には犯収法に基づく取引時確認やマネロンリスク管理態勢の整備等が求められることとなった。加えて、同法の附則に基づき2年間の猶予措置を受けている事業者においても計画的に準備を進めていただきたい。当局としては、こうした態勢整備等に関する相談についても丁寧に対応させていただきたいと考えている。
- 当局としても、引き続き、環境変化のスピードが速い前払式支払手段発行者のニーズを的確に把握し、取り組むべき課題の特定とその解決を図れるよう、深度ある対話を中心にモニタリングを継続してまいりたい。
- 最後に、事業基盤の中核にあるITシステムに関し、最近、広範囲、長時間のシステム障害が発生し、利用者に大きな影響を与えた事例が見られている。こうしたシステム障害については、障害を想定した代替手段の確保・早期復旧や影響範囲の軽減を担保するための対策等を講じることが重要と考える。
- 前払式支払手段発行者が提供する決済機能は、利用者からの安定したサービス提供・システム稼働への期待が特に高い領域であると思料。円滑な金融サービスの提供及び利用者保護の観点から、経営陣主導の下で、自社のシステムの更改や新サービス開始時の移行に向けたプロセス、障害発生時の内外の関係者間の連絡体制を含む復旧対応能力、顧客案内や周知等といった対応について今一度確認いただきたい。

2. 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組み状況について

【演習について】

- 近年のサイバー攻撃が一層高度化・複雑化する中、あらゆるサイバー攻撃を速やかに捕捉して防御することには限界があり、防御に加えて、攻撃を受けた後のサービス継続や顧客対応、復旧対応なども含め、より広い視野でのインシデント対応が非常に重要である。
- 金融庁では、金融業界全体のインシデント対応能力の底上げを図るため、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWall）を2016年度より毎年開催しており、本年10月に第8回目を開催したところ。
- 今後、演習結果について分析を行った上で、演習参加金融機関に対して評価結果を還元し、さらに業界全体に対しても共通課題・良好事例などを還元する予定。インシデント発生時の意思決定、サイバー攻撃の検知・顧客対応・業務復旧など、コンティンジェンシープランの実効性について、確認いただきたい。

3. フィッシング対策の強化について

- 昨今、フィッシングによるものと見られる不正送金被害が多発している。当庁及び警察庁より8月8日に注意喚起を公表した時点では、令和5年上半期におけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数は過去最多の2,322件、被害総額も約30億円と、年間の被害額と比較しても過去最多に迫る状況であった。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※ 「令和5年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について
(<https://www.npa.go.jp/news/release/2023/20230919001.html>)。]

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

4. 経済安全保障推進法の施行について

- 2022年5月、第208回通常国会にて経済安全保障推進法^{※1}が成立。同法の4本柱の一つとして、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度が措置された。
- 同制度において、金融を含む基幹インフラ事業者は、①他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合、②他の事業者から特定重要設備の重要維持管理等の委託を行う場合は、導入等計画書の届出が必要となり、事業所管大臣による事前審査が求められる。

※1 経済安全保障推進法について

- ・ 法の4本柱「①サプライチェーン、②基幹インフラ、③官民技術協力、④特許非公開」のうち、金融関連の②基幹インフラ部分の制度開始は2024年5月17日。
- ・ 施行期日（10月24日閣議決定、10月27日公布）
 - 11月1日 特定社会基盤事業者の指定に関わる規定（法附則第1条第3号関係）
 - ※特定社会基盤事業者が指定を受けた日から6月間の経過措置期間あり
 - 11月17日 特定社会基盤事業者が特定重要設備の導入・維持管理等の委託を行う場合の届出に関わる規定（法附則第1条第4号関係）
- ・ 金融分野における対象事業
銀行業、資金移動業、保険業、取引所金融商品市場の開設、金融商品債務引受業、第一種金融商品取引業、信託業、資金清算業、第三者型前払式支払手段の発行の業務、預金保険、振替業、電子債権記録業

- 同制度の規制対象である特定社会基盤事業者は、指定基準等を定める省令^{※2}に基づき、11月16日に指定し、翌日17日に事業者名等を公示した。併せて、本制度の円滑な運用に資するよう金融分野におけるQ&A^{※3}を公表した。

※2 指定基準について

- | | |
|-------------|---|
| 資金移動業 | 資金移動業を営む者のうち次の基準に該当するもの <ul style="list-style-type: none">・利用者数：1000万人以上 かつ・年間取扱額：4,000億円以上 |
| 第三者型前払式支払手段 | 第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う事業者のうち 次の基準に該当するもの <ul style="list-style-type: none">・年間発行額：1兆円以上 かつ・その発行する第三者型前払式支払手段を使用することができる加盟店の数が1万店以上 |

※3 金融分野におけるQ&Aの内容は以下のとおり。

- ・ 特定重要設備・構成設備、重要維持管理等の具体例
- ・ 個別事例における事前届出の要否

- 金融庁においては、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置しており、特定重要設備の導入等に関する事前相談を受け付けている。特に制度運用開始後（5月17日）に導入等の案件が想定される事業者におかれては、早めにご活用いただくようお願いしたい。
- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。

5. デジタル原則への対応（書面掲示規制の見直し）について

- 2021年12月、デジタル臨時行政調査会において、「構造改革のためのデジタル原則」が策定され、「デジタル原則」の1つとして「デジタル完結・自動化原則」※が掲げられた。

※ 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。

- 2022年6月には、同調査会にて「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が取りまとめられ、本プランに基づき、書面掲示規制や往訪閲覧・縦覧規制など、代表的なアナログ規制を規定している法令等の見直しを行ってきたところ。
- 前払式支払手段発行者に関する規定については、
書面掲示規制の見直しとして、現行、営業所での掲示が原則となっている手続きについて、インターネットによる掲示を追加を行うことを義務付けること
を盛り込んだ内閣府令の改正を予定している（来年4月施行）。
- 引き続き、協会の皆様のご意見をお伺いしながら、施行に向けて準備を進めさせていただきたい。

6. 2023事務年度における前払式支払手段発行者に対するモニタリングについて

【（高額）電子移転可能型前払式支払手段に係る対応について】

- 本年6月に施行された改正資金決済法により高額電子移転可能型前払式支払手段（以下「高額プリカ」という）を発行する場合にはあらかじめ業務実施計画を届け出ていただく必要があることに留意いただきたい。
- 業務実施計画について、特に特定事業者として犯収法の諸規定に係る態勢整備について確認させていただく必要があるところ、高額プリカを発行する計画のある事業者におかれては、業務実施計画の内容について、前広に所管の財務局へご相談いただきたい。
- 上記態勢整備について、例えば、
 - ・顧客フィルタリング・スクリーニングを行う必要があること
 - ・継続的顧客管理として顧客情報や属性のデータを管理する必要があること
 - ・疑わしい取引の届出を行う態勢として、取引モニタリングを行うことなどが求められることとなる。こうした事項について、特に前払式支払手段専業の方にはこれまで馴染みのなかったものと思われるが、システム改修により対応を実施しないと有効な対応が困難な事項も多くあると考えられるため、経過措置を受けている事業者におかれても計画的に対応を進めていただくとともに、態勢整備について不明な点があれば金融庁、財務局にご相談いただきたい。
- また、高額プリカに該当しない電子移転可能型の前払式支払手段を発行する事業者におかれても内閣府令において不適切利用防止措置が求められているところ、当該措置に係る着眼点を事務ガイドラインにも定めているため改めてご確認いただきたい。
- 加えて、経過措置を受けている事業者の中でも高額プリカの発行の取り止めやサービスの上限値を下げることを検討されている事業者もいることと思われる。改正資金決済法の施行に併せて登録申請書の様式を移転可能額の上限等を記載するよう改正しているため、前述の事業者におかれては、変更届出の手続きを遺漏なく行っていただくようお願いしたい。

【監督現場からの留意事項について】

- 「前払式支払手段の発行に関する報告書」について、依然として法令で定める期限までに提出いただけない事業者がいるほか、報告書の記載誤りが多くみられる。また、当局検査において過去の報告書について算出誤りを指摘された事例のほか、報告書の作成作業中に供託不足が判明し法令の期限まで

に供託が間に合わず法令違反行為等届出の提出に至るケースも見られる。内部管理部門を中心として定期的に帳簿の管理状況を確認するなど、引続き適正な業務運営に努めていただきたい。

- 払戻し手続関係について、掲示物と電子公告で、日にちや曜日、時間が異なっている、ドラフトと実際に公告したものが違うなどの基本的な誤りも多く見られるところ、複数人によるチェックなど徹底していただきたい。また、事務ガイドラインにも定められているが、払戻しに係る申出期間について、法令で定める60日間は、最低限の申出期間であり、利用者が払戻しを受ける機会を確保する観点から、十分な申出期間、具体的には90日程度の申出期間の確保をお願いしているので引き続き協力をお願いしたい。

【後払いチャージが可能なプリカの未成年による利用について】

- 未成年の利用者が親権者の同意を得ていることについて簡易なチェックのみで確認し、容易に未成年者が前払式支払手段に後払いでチャージをすることが可能なサービスが見受けられるが、一部で、親権者が知らないうちに未成年者に対して立替払いを許容している点等について親権者より懸念の声があがっているところ。
- 当庁としても、事業者が十分な利用者保護を図りつつ、利用者のニーズに応じたサービスを実現していくことが重要と考えており、こうした後払いサービスについては、未成年者による利用に限らず、仕組みや注意点について丁寧な情報提供、説明を行っていただきたい。

【加盟店管理について】

- 前払式支払手段を含む決済サービス提供者において、決済時に付与するポイントを詐取される事案が相次いで発生している。こうした事案は利用者に被害が発生しているものではないが、決済サービスの信頼性を低下させることにも繋がりがねないと考えられる。事務ガイドラインで示されているような加盟店契約相手先の業務の確認や前払式支払手段の使用実績の確認といった加盟店管理を徹底することでこうした事案の発生を一定程度抑えることができると考えられるため、自社の加盟店管理について改めて確認を行っていただきたい。

(以 上)